

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）の認定事務取扱要領

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、経済産業大臣の指定を受けた業種（以下、「指定業種」^{※1}という。）に属する事業を行う新潟市内の中小企業者（法人の場合は「本店登記が新潟市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が新潟市内にあること」が必要です。）で、最近3か月間^{※2}の売上高又は販売数量^{※3}（建設業の場合は、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が、前年同期^{※4}の売上高等に比して5%以上減少していること。

※1 「指定業種」は、経済産業省告示「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定業種指定について」によるものとし、業種は通常時は細分類での認定となります。

業種の定義については「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」をご参考ください。

※2 「最近3か月間」は、申請日から6か月以内（申請月を除く）の連続する3か月間とします。ただし、この措置は直近月の売上高等が未集計の場合に適用されることにご留意ください。

※3 販売数量は、単価が同一である単一製品を取り扱う中小企業者のみが利用できます。

※4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者は、同感染症の影響を受ける直前同期との比較が可能です。

2 認定申請手続きについて

(1) 別表にて、認定要件①～③のうち、どの認定要件に基づいて申請を行うかをご確認ください。認定要件により認定申請書の様式が異なります。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書に必要事項をご記入・押印（押印なしの場合は自署）のうえ、下記の必要資料を添付して申請してください。

押印については、法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印となります。

添付書類 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3カ月間及び前年同期の売上高等が確認できる試算表等 ・業種（細分類）ごとに、最近1年間の売上高等を確認できる試算表等 試算表の提出が困難な場合は、売上台帳・請求書・市ホームページに掲載している「売上高及び売上見込み明細表」に記入・押印したもの、でも可。 ・指定業種の確認ができる書類 認定要件①は営んでいる業種が全て指定業種に属することが確認できる書類 認定要件②は「主たる事業」を営んでいることが確認できる書類 認定要件③は記載された指定業種が営んでいることが確認できる書類 例 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、法人事業概況説明書、決算報告書 確定申告書、会社案内、許認可書（営業許可証）、会社パンフレット、ホームページ 請求書、名刺、製品の写真、工事履歴、請負契約書、取引履歴、メニュー など
---------------	--

(3) 認定書は、有効期間内（30日間）に新潟県信用保証協会に提出してください。